

第8 税制の状況

- 1 平成 25 年度の税制改正の概要 …………… 141
- 2 平成 25 年度の県税の概要 …………… 148

平成25年度税制改正の概要

	改 正 点
総 則	<p>(1) 延滞金及び還付加算金の割合について、次のとおり見直しを行うこととされました。</p> <p>① 延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、年14.6%の割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%を限度）とすることとされました。</p> <p>② 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とすることとされました。</p> <p>(2) 更正の請求をすることができる期限について災害等により期限延長される場合等には、更正等の期間制限の特例として、当該更正の請求があった日の翌日から起算して6月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとされました。</p>
個 人 住 民 税	<p>(1) 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講じることとされました。</p> <p>① 適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長されました。</p> <p>② 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新税率（8%又は10%）により課されるべき消費税額等である場合、控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額（136,500円を限度）とすることとされました。</p> <p>③ 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額（136,500円を限度）とすることとされました。</p> <p>(2) 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、以下の措置を講じることとされました。</p> <p>① 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税</p> <p>イ 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とすることとされました。</p> <p>ロ 国外公社債等の利子等で配当割の課税対象となるものについてその支払の際に課される外国所得税の額がある場合には、その国外公社債等の利子等の額からその外国所得税の額を控除した金額に対して配当割の特別徴収を行うこととされました。</p>

	改 正 点
個人住民税	<p>ハ 平成 28 年 1 月 1 日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100 分の 5 の税率による分離課税とすることとされました。</p> <p>ニ 平成 28 年 1 月 1 日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等については、株式等譲渡所得割の課税対象とすることとされました。</p> <p>ホ 平成 28 年 1 月 1 日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし 100 分の 5 の税率による分離課税とすることとされました。</p> <p>② 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充</p> <p>イ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とすることとされました。</p> <p>ロ 平成 29 年度以後の各年度分の個人住民税について、前年前 3 年内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除きます。）は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とすることとされました。</p> <p>③ 特定口座での取扱い</p> <p>イ 個人が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又は当該金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、当該特定口座へ受け入れることができるとし、この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算することとされました。</p> <p>ロ 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して 100 分の 5 の税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算することとされました。</p> <p>④ 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権に対する課税</p> <p>イ 平成 28 年 1 月 1 日以後に納税義務者が支払を受けるべき一般公社債等については、引き続き利子割の課税対象とすることとされました。</p> <p>ロ 平成 28 年 1 月 1 日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得税等については、所得割の課税対象とし、100 分の 5 の税率による分離課税とする</p>

	改 正 点
個人住民税	<p>こととされました。</p> <p>⑤ 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除きます。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して配当割を課税することとし、当該割引債の償還差益については翌年度の所得割の課税対象とし、当該所得割額から当該割引債の償還金に係る配当割額相当額を控除することとされました。</p> <p>⑥ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組することとされました。</p> <p>⑦ 特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例等の拡充</p> <p>イ 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算終了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすることとされました。</p> <p>ロ 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、この特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすることとされました。</p> <p>ハ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、この特例により控除することができる譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できることとすることとされました。</p> <p>⑧ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、国税における見直しに併せて、所要の規定の整備を行うこととされました。</p> <p>⑨ 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定することとされました。</p> <p>(3) 平成 28 年 10 月 1 日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について、以下の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 市町村が特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を、当該市町村が特別徴収対象年金所</p>

	改 正 点
個人住民税	<p>得者に対して課した前年度分の個人の市町村民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とすることとされました。</p> <p>② 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとされました。</p> <p>(4) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を加算する措置を講じることとされました。</p> <p>(5) 前々年中又は前年中の所得について個人住民税の所得割が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止することとされました。</p> <p>(6) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等から当該財産等の贈与を受けた他の公益法人等が当該特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等とみなされた場合において、非課税承認が取り消されたときは、当該他の公益法人等に対して寄附時の譲渡所得に係る個人住民税の所得割を課することとされました。</p> <p>(7) 優良住宅地等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例が廃止されたことに伴い、所要の措置を講じることとされました。</p> <p>(8) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等について、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人(当該家屋に居住していた者に限ります。)が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人がこれらの特例の適用を受けることができることとする措置を講じることとされました。</p> <p>(9) 平成19年度の所得税から個人住民税への税源移譲の際に設けられた払込按分率に係る平成19年度から平成24年度までの間の経過措置が廃止されました。</p>
地方法人課税	<p>(1) 法人住民税法人税割の課税標準である法人税額について、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講じることとされました。</p> <p>(2) 法人住民税法人税割の課税標準である法人税額について、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講じることとされました。</p> <p>(3) 法人住民税法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る法人住民税均等割額等へ充当又は還付する制度を</p>

	改 正 点
地 方 法 人 課 税	<p>廃止することとされました。</p> <p>(4) ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>(5) 次の資本割の課税標準の特例措置が廃止されました。</p> <p>① 株式会社商工組合中央金庫に係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>② 株式会社日本政策投資銀行に係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>(6) 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例の創設に伴い、法人事業税の付加価値割の課税標準である単年度損益については所要の措置を講じることとされました。</p>
不 動 産 取 得 税	<p>(1) 次のとおり、税負担軽減措置等が新設・拡充されました。</p> <p>① 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産について、当該取得が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から平成27年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じることとされました。</p> <p>② 贈与税の納税猶予の適用対象農地に係る不動産取得税の徴収猶予に関する特例措置について、営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由に、上肢又は下肢の一部の喪失等の農業に従事することが困難な故障が生じたことを加えることとされました。</p> <p>(2) 次のとおり、税負担軽減措置等を延長することとされました。</p> <p>① 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>② 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>③ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>④ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとされました。</p>

	改 正 点
不 動 産 取 得 税	<p>⑤ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑥ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑦ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑧ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑨ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑩ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑪ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑫ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(3) 次のとおり、税負担軽減措置等を縮減・廃止することとされました。</p> <p>① 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置について、対象を東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に限定した上、その適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>② 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定又は換地若しくは交換分合により取得する土地に係る特例措置を廃止することとされました。</p> <p>③ 独立行政法人森林総合研究所が一定の事業により取得する不動産に係る非課税措置を廃止することとされました。</p> <p>④ 農業協同組合等が食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する一定の共同利用施設に係る特例措置を廃止することとされました。</p>

	改 正 点
不 動 産 取 得 税	⑤ 外貿埠頭公社の民営化に伴い、公社から民営化会社が承継する不動産に係る非課税措置を廃止することとされました。
自 動 車 取 得 税	衝突に対する安全性の向上を図るための措置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が5tを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えることとされました。
狩 猟 税	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置等の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとされました。

2 平成25年度の県税の概要

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
個人の県民税	均等割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………1,500円 うち、水と緑の森づくり税分 500円	給与所得者(特別徴収)は毎月(給与から差し引かれる)65才以上の年金受給者(特別徴収)平成21年10月から年金引き落とし 10月・12月・2月 その他の人(普通徴収)は6月・8月・10月・1月(市町村民税と同時に納める)
	所得割		前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法人の県民税	均等割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	水と緑の森づくり税	資本金等の額が50億円を超える法人	年額……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円		
法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人	法人税額(国税)	5.8% (資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は5.0%)		
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日(毎月)	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	5% (平成25年12月31日までは3%)	翌月の10日(毎月)	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	5% (平成25年12月31日までは3%)	翌年の1月10日	
個人の事業税	次の事業を行っている個人 第1種事業(物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など) 第2種事業(畜産業・水産業など) 第3種事業(医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など)	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%)	第1期 8月31日 第2期 11月30日 (ただし、税額10,000円以下の場合には第1期に全額納付)	
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額	0.7%	法人の県民税と同じ	
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	(所得割) 400万円以下の額 … 1.5% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 2.2% 800万円を超える額… 2.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 2.9% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%		
		普通法人は所得金額	400万円以下の額 … 2.7% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 4.0% 800万円を超える額… 5.3% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 5.3%		
		特別法人は所得金額	400万円以下の額 …… 2.7% 400万円を超える額… 3.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 3.6%		

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額 (国税)	63 分の 17	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は 4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	1,000本につき 860円 (旧 3 級品は 1,000本につき 411円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1 人 1 日につき 400 円～ 950 円	翌月の 15 日 (毎月)
※ 2 自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500 円～ 40,700 円 29,500 円～ 111,000 円	5 月 31 日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200 円～ 21,300 円 13,200 円～ 28,500 円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000 円～ 29,000 円 26,500 円～ 64,000 円 33,000 円～ 83,000 円	
			自家用		
		トラック	営業用 積載量 8 トン以下 積載量 8 トンを超えるもの	6,500 円～ 29,500 円 8 トンを超える 1 トンまでごとに 29,500 円に 4,700 円を加算	
自家用 積載量 8 トン以下 積載量 8 トンを超えるもの	8,000 円～ 40,500 円 8 トンを超える 1 トンまでごとに 40,500 円に 6,300 円を加算				
鉱 区 税	県内に鉱業権をもっている者		鉱区の面積	100 アールごとに 200 円又は 400 円	5 月 31 日
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの		16,500 円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		11,000 円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの		8,200 円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		5,500 円	
		第二種銃猟免許		5,500 円	
※ 3 自動車取得税	自動車の取得者		自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 5% その他 3%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1 キロリットルにつき 32,100 円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者		発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	13%	核燃料挿入日から 2 月後の月の末日
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者		搬入された産業廃棄物の重量	1 トン当たり 1,000 円	4・7・10・1 月 末日

※ 1 平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税 (国税) が課されます。

※ 2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度 1 年間の自動車税額が約 50% 又は約 25% 軽減、新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車及び LPG 車または 11 年を経過したディーゼル車については、本来の税額に約 10% 加算

※ 3 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。